宇部市告示第　２０５　号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第３項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地の変更に係る届出があったので、宇部市財務規則（昭和４４年宇部市規則第４号）第４７条の２第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年１１月２日

宇部市長　　篠　﨑　圭　二

１　指定納付受託者の名称及び変更後の事務所の所在地

名称	所在地	代表者名
アマゾンジャパン合同会社	東京都港区麻布台一丁目３番１号	社長 ジャスパー・チャン

２　指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入

インターネットを利用して納付するふるさと応援寄附金

３　事務所の所在地を変更した日

令和８年１１月２日